

退職所得に係る住民税の計算方法(平成25年1月1日以降適用)

1 退職所得の金額

(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×2分の1

※ 勤続年数が5年以下の役員等については、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。
(役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員・地方公共団体の議会の議員、
国家公務員・地方公務員をいう。)

2 退職所得控除額

(1) 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

(2) 勤続年数が20年を超える場合 80万円+70万円×(勤続年数－20年)

※障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合は、(1)又は(2)により計算した額に100万円を加算

3 特別徴収すべき税額

(1) 特別区民税額 退職所得(千円未満切捨)×6%(税率)により求めた金額(百円未満切捨)

(2) 都民税額 退職所得(千円未満切捨)×4%(税率)により求めた金額(百円未満切捨)

計算方法

退職手当等の収入金額 退職所得控除額 退職所得控除後の退職手当等の金額
[] — [] = []

退職所得控除後の退職手当等の金額

[] × 2分の1 = []

※役員等で勤続年数5年以下のものを除く

(1) 特別区民税額

退職所得(千円未満切捨)

[] × 6% = [](百円未満切捨)

(2) 都民税額

退職所得(千円未満切捨)

[] × 4% = [](百円未満切捨)